

令和8年度

申告の手引き

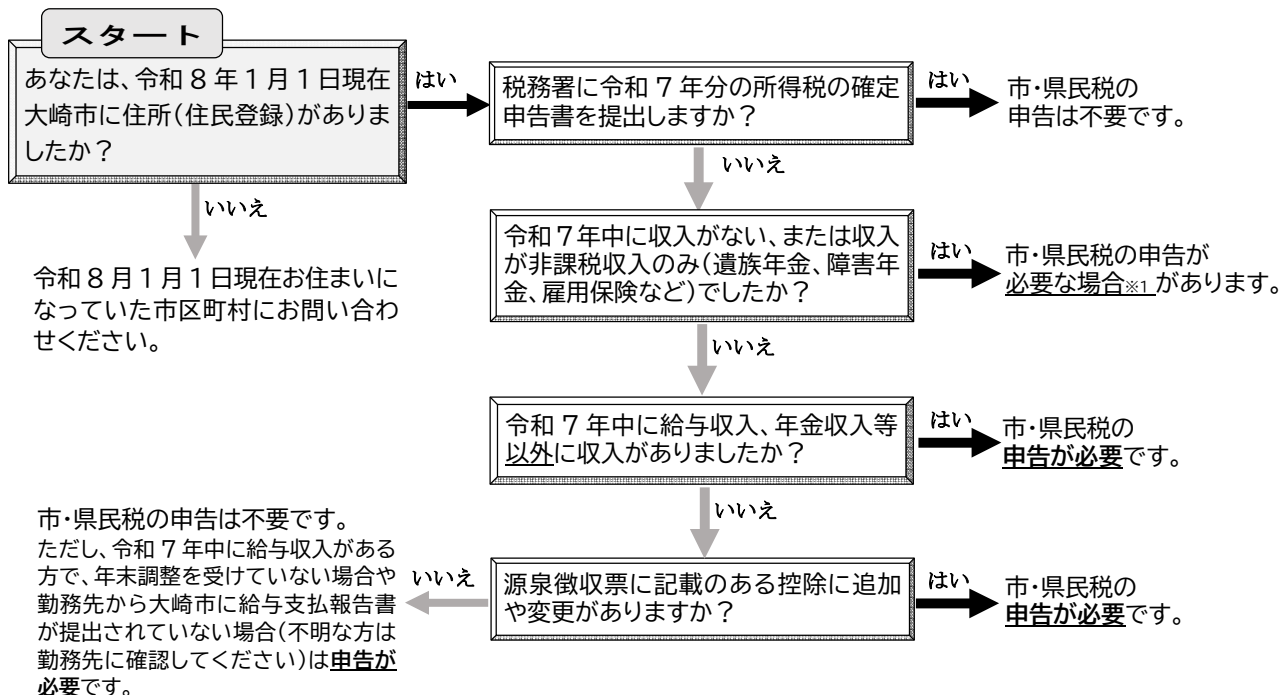
大崎市 総務部 税務課 市民税担当
各総合支所 市民福祉課

この手引きは「令和8年度市民税・県民税申告」について説明しています。この申告は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得を申告していただくもので、令和8年度の市民税・県民税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の算定や、所得証明などの各種証明書の発行にあたっての資料となります。申告が必要な方は、期限内(3月15日まで)に申告書を提出してください。

市民税・県民税の申告が必要な方

令和8年1月1日現在大崎市にお住まいの方。ただし、申告が不要の場合もありますので、申告の要否については下記のチャートを参考にしてください。

市民税・県民税申告要否判断チャート



※1 児童扶養手当受給、介護・障害福祉サービスの申請や各種証明書の発行を希望する際には、「収入なし」の申告が必要となる場合があります。また、国民健康保険や後期高齢者医療保険などの加入者は、保険料(税)の算定や軽減にも関係するため、必ず「収入なし」の申告をしてください。(収入なしの申告は電話でも可能です。)

申告書の提出について

市・県民税の申告は、確定申告の期間中に市役所・各総合支所の申告相談会場でも受付しますが、期間中は大変混み合うため、可能な限り郵送による申告書のご提出をお願いします。郵送でご提出いただく際は、本人確認書類のコピー、添付書類を封筒に入れ、申告書と併せて提出してください(Eメールでの受付はできません)。令和7年中に収入がない、または非課税収入(遺族年金、障害年金、雇用保険など)のみだった方は、電話での申告も可能です。

市・県民税申告書については、大崎市のウェブサイトから様式をダウンロードできます。また、以下の施設にも設置しています。

申告書設置施設

大崎市役所本庁舎税務課、各総合支所市民福祉課

志田地区公民館、西古川地区公民館、東大崎地区公民館、宮沢地区公民館、長岡地区公民館、富永地区公民館、敷玉地区公民館、清滝地区公民館、高倉地区公民館

申告書の提出先・問い合わせ先

※申告相談の日程・場所については広報おおさき1月号でご確認ください。

大崎市総務部税務課 市民税担当 〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号
TEL 0229-23-2148 内線 3204~3206、3221

松山総合支所 市民福祉課 〒987-1395 大崎市松山千石字広田30番地
TEL 0229-55-2114

三本木総合支所 市民福祉課 〒989-6321 大崎市三本木字大豆坂24番地3
TEL 0229-52-2114

鹿島台総合支所 市民福祉課 〒989-4192 大崎市鹿島台平渡字上戸下26番地2
TEL 0229-56-7114

岩出山総合支所 市民福祉課 〒989-6492 大崎市岩出山字船場21番地
TEL 0229-72-1212

鳴子総合支所 市民福祉課 〒989-6892 大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣86番地1
TEL 0229-82-3131

田尻総合支所 市民福祉課 〒989-4308 大崎市田尻沼部字富岡183番地3
TEL 0229-38-1155

株式等の譲渡、先物取引、山林所得、退職所得等の所得、住宅借入金等特別控除や亡くなった方の準確定申告については、税務署での申告が必要になる場合があります。これらの所得や計算方法等については、税務署または税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課へお尋ねください。

古川税務署

〒989-6185 宮城県大崎市古川旭六丁目2番15号

TEL 0229-22-1711 (音声ガイダンスになりますので、該当する番号を押してください)

申告書の作成に必要なもの

◎ 個人番号確認書類及び本人確認書類

マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、運転免許証、住民票の写し又はマイナンバー記載の住民票記載事項証明書、公的医療保険の資格確認書などの本人確認書類

◎ 市民税・県民税申告書

◎ 令和7年中の所得や控除について該当するもの

▶所得は主に以下のようなものがあります

所得の種類		主に必要な書類
事業所得	営業等所得	収入金額及び必要経費のわかる帳簿もしくは明細書等 を基に作成したもの 収入金額及び必要経費のわかる帳簿もしくは明細書等
	農業所得	
不動産所得		家賃・地代など土地建物などの貸付等によって生じる所得
配当所得		株式に対する利益の配当などの所得
給与所得		アルバイト・パートを含む給料、賃金、賞与などの金額の合計額
雑所得	公的年金等	公的な年金による所得
	業務	原稿料や講演料等副収入による所得や配分金
	その他	個人年金等上記のどの所得にも該当しない所得
一時所得		賞金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金・返戻金など、継続性や対価性がない一時的な所得
譲渡所得（総合課税）		土地建物以外の資産の譲渡によって生じる所得（所有期間によって短期と長期に分けられます）
利子所得		公社債、預貯金の利子などによる所得

そのほか、土地・建物や特定の株式の譲渡による所得（譲渡所得）や山林を伐採して譲渡もしくは立木のままで譲渡したことによる山林所得、退職する際に受ける退職所得等（通常は支払いの際に課税されるため申告不要）があります。上記の所得は、分離課税となり、申告には市・県民税申告書（分離課税用）が必要となります。申告や所得の計算については、税務署または税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課へお尋ねください。

▶所得控除は主に以下のようなものがあります

控除の種類	主に必要な書類
雑損控除	市町村から交付された「り災証明書」、災害関連支出等の領収書等及び損害を受けた資産の明細書、盗難または火災の証明書、保険金などで補てんされた金額の明細書
医療費控除※1	・医療費控除の明細書、医療保険者などからの医療費通知書 ・セルフメディケーション税制を選択する場合は、「一定の取組を明らかにする書類」 領収書の提出は不要です 必ず明細書を作成し添付してください
社会保険料控除※1	領収書、支払証明書 ※ただし源泉徴収票に記載があるものは不要です
小規模企業共済等掛金控除※1	支払った掛金の証明書
生命保険料控除※1	支払保険料の控除証明書
地震保険料控除※1	
障害者控除	身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書等
勤労学生控除	学生証など
寄附金等税額控除※1	受領書、証明書等（市民税・県民税と所得税における寄附金控除の対象範囲は異なります）

※1 令和7年中に支払いがあったもの、令和7年分の証明となっているものが対象です。

上記のうち、給与所得者で、年末調整の際に控除を受けているものについては、証明書等は不要です。

ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、必要に応じてコピーしてください。

申告書の書き方

▶文字・数字等ははっきり、わかりやすく書いてください。

▶住所・氏名は現在の状況で記入してください。

- 令和8年1月1日以降に住所の変更があった場合は、1月1日現在の住所等も記入してください。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> 申告書 上段 枠内 </div>	◎住所は上段に現住所を、下段に令和8年1月1日現在の住所を記入してください。同じ場合は下段の記載について省略できます。 ◎氏名、フリガナ、生年月日、職業、電話番号、個人番号（マイナンバー）を記入してください。
--	---

▶所得金額を計算し記入してください。

事業所得	営業等所得 (収入金額…ア欄 所得金額…①欄)	$\text{収入金額} - \text{必要経費} - (\text{専従者控除}) = \text{営業等所得金額}$ 所得金額は収支内訳書を作成し計算します。必要経費とは、収入を得るために直接支出した費用をいいます(収支内訳書の項目参照)。作成した収支内訳書は申告書に添付してください。 白色申告者の専従者控除は次のとおりです。 【配偶者 86万円 配偶者以外の場合(1人につき) 50万円】 ※ただし、専従者控除前の所得金額÷〔専従者の人数+1〕が上記金額を下回る場合はその金額。																
	農業所得 (収入金額…イ欄 所得金額…②欄)	$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} = \text{農業所得金額}$ 所得の算出は営業等所得と同じです。収入に関する資料(出荷証明書、とも補償に関する証明書等)、経費に関する資料(農協の発行する年次取引集計表、水利費の領収書、委託料の領収書等)をもとに収支内訳書を作成し、計算します。 収支内訳書は申告書に添付してください。																
	不動産所得 (収入金額…ウ欄 所得金額…③欄)	$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除} = \text{不動産所得金額}$ 所得の算出は営業等所得と同じです。収支内訳書は申告書に添付してください。																
	利子所得 (収入金額…エ欄 所得金額…④欄)	利子所得には必要経費が認められません。収入金額をそのまま所得金額として記入してください。(原則申告不要です)																
	配当所得 (収入金額…オ欄 所得金額…⑤欄)	$\text{収入金額} - \text{株式等を取得するための負債の利子} = \text{配当所得金額}$ 経費は元本を取得するための負債の利子に限り、それ以外は認められません。																
	給与所得 (収入金額…カ欄 所得金額…⑥欄)	給与所得は一定の控除額(給与所得控除額)を差し引いて所得を算出します。 $\text{収入金額} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得金額}$ 給与所得計算表(令和7年度税制改正による) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">給与等の収入金額の合計額(円)</th> <th style="width: 50%;">給与所得控除後の給与等の金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">～ 650,999</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">651,000 ～ 1,899,999</td> <td style="text-align: center;">給与等の収入金額-650,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,900,000 ～ 3,599,999</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;"> 給与等の収入金額÷4 (千円未満切り捨て) } A </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,600,000 ～ 6,599,999</td> <td style="text-align: center;">A×2.8-80,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,600,000 ～ 8,499,999</td> <td style="text-align: center;">A×3.2-440,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,500,000 ～</td> <td style="text-align: center;">収入金額×0.9-1,100,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8,500,000 ～</td> <td style="text-align: center;">収入金額-1,950,000</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額の合計額(円)	給与所得控除後の給与等の金額(円)	～ 650,999	0	651,000 ～ 1,899,999	給与等の収入金額-650,000	1,900,000 ～ 3,599,999	給与等の収入金額÷4 (千円未満切り捨て) } A	3,600,000 ～ 6,599,999	A×2.8-80,000	6,600,000 ～ 8,499,999	A×3.2-440,000	8,500,000 ～	収入金額×0.9-1,100,000	8,500,000 ～	収入金額-1,950,000
給与等の収入金額の合計額(円)	給与所得控除後の給与等の金額(円)																	
～ 650,999	0																	
651,000 ～ 1,899,999	給与等の収入金額-650,000																	
1,900,000 ～ 3,599,999	給与等の収入金額÷4 (千円未満切り捨て) } A																	
3,600,000 ～ 6,599,999		A×2.8-80,000																
6,600,000 ～ 8,499,999	A×3.2-440,000																	
8,500,000 ～	収入金額×0.9-1,100,000																	
8,500,000 ～	収入金額-1,950,000																	

<p>給与所得 <input type="text"/> 収入金額…カ欄 <input type="text"/> 所得金額…⑥欄</p> <p>つづき</p>	<p>【所得金額調整控除】</p> <p>下記の所得金額調整控除の対象となる場合、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」に必要事項をご記入いただき、給与所得金額から下記の所得金額調整控除を差し引いた額を申告書⑥欄に記入してください。</p> <p>●給与収入の合計が850万円を超え、次の①～②のいずれかに該当する場合</p> <p>①23歳未満の扶養親族がいる</p> <p>②本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である</p> <p>所得金額調整控除 = (給与収入※ - 850万円) × 0.1</p> <p>※給与収入が1,000万円超の場合、計算に使用する金額は1,000万円とする</p> <p>●給与等の所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合。</p> <p>所得金額調整控除 = 給与所得※ + 公的年金等雑所得※ - 10万円</p> <p>※給与・年金の所得が10万円を超える場合、所得金額調整控除額は10万円</p>																																										
<p>公的年金等 <input type="text"/> 収入金額…キ欄 <input type="text"/> 所得金額…⑦欄</p> <p>雑所得</p>	<p>公的年金の所得の計算は年齢によって異なります。所得は一定の控除額を差し引いて所得を算出します。求め方は下の表を参考にしてください。</p> <p>年金所得計算表</p> <table border="1" data-bbox="424 960 1437 1473"> <thead> <tr> <th>年齢区分</th> <th>公的年金等の収入金額の合計額(円)</th> <th>割合(%)</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">昭和36年1月2日以降に生まれた方 (65歳未満の方)</td> <td colspan="3">公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は、所得金額は“0”</td> </tr> <tr> <td>600,001 ~ 1,300,000</td> <td>100</td> <td>600,000</td> </tr> <tr> <td>1,300,001 ~ 4,100,000</td> <td>75</td> <td>275,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,001 ~ 7,700,000</td> <td>85</td> <td>685,000</td> </tr> <tr> <td>7,700,001 ~ 10,000,000</td> <td>95</td> <td>1,455,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,001 ~</td> <td>100</td> <td>1,955,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">昭和36年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上の方)</td> <td colspan="3">公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額は“0”</td> </tr> <tr> <td>1,100,001 ~ 3,300,000</td> <td>100</td> <td>1,100,000</td> </tr> <tr> <td>3,300,001 ~ 4,100,000</td> <td>75</td> <td>275,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,001 ~ 7,700,000</td> <td>85</td> <td>685,000</td> </tr> <tr> <td>7,700,001 ~ 10,000,000</td> <td>95</td> <td>1,455,000</td> </tr> <tr> <td>10,000,001 ~</td> <td>100</td> <td>1,955,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的年金等雑所得以外の合計所得金額が 1,000万円超2,000万円以下の場合・・・上記の控除額はそれぞれ10万円減 2,000万円超の場合・・・上記の控除額はそれぞれ20万円減</p>	年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額(円)	割合(%)	控除額(円)	昭和36年1月2日以降に生まれた方 (65歳未満の方)	公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は、所得金額は“0”			600,001 ~ 1,300,000	100	600,000	1,300,001 ~ 4,100,000	75	275,000	4,100,001 ~ 7,700,000	85	685,000	7,700,001 ~ 10,000,000	95	1,455,000	10,000,001 ~	100	1,955,000	昭和36年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上の方)	公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額は“0”			1,100,001 ~ 3,300,000	100	1,100,000	3,300,001 ~ 4,100,000	75	275,000	4,100,001 ~ 7,700,000	85	685,000	7,700,001 ~ 10,000,000	95	1,455,000	10,000,001 ~	100	1,955,000
年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額(円)	割合(%)	控除額(円)																																								
昭和36年1月2日以降に生まれた方 (65歳未満の方)	公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は、所得金額は“0”																																										
	600,001 ~ 1,300,000	100	600,000																																								
	1,300,001 ~ 4,100,000	75	275,000																																								
	4,100,001 ~ 7,700,000	85	685,000																																								
	7,700,001 ~ 10,000,000	95	1,455,000																																								
	10,000,001 ~	100	1,955,000																																								
昭和36年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上の方)	公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額は“0”																																										
	1,100,001 ~ 3,300,000	100	1,100,000																																								
	3,300,001 ~ 4,100,000	75	275,000																																								
	4,100,001 ~ 7,700,000	85	685,000																																								
	7,700,001 ~ 10,000,000	95	1,455,000																																								
	10,000,001 ~	100	1,955,000																																								
<p>業務 <input type="text"/> 収入金額…ク欄 <input type="text"/> 所得金額…⑧欄</p>	<p>収入金額 - 必要経費 = 雑(業務)所得</p> <p>※令和4年分より、その年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える場合、現金預金取引等関係書類の保存が義務化されました。詳しくは税務署へお問い合わせください。</p>																																										
<p>その他 <input type="text"/> 収入金額…ケ欄 <input type="text"/> 所得金額…⑨欄</p>	<p>報酬、料金、契約金等は支払調書で確認して下さい。生命保険契約等の年金受取額については既払込保険料等を差し引いた額が所得となります。</p> <p>収入金額 - 必要経費 = 雑(その他)所得</p>																																										

※雑所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の所得の金額と損益通算できません。

<p>譲渡所得</p> <p>（収入金額…コ・サ欄 所得金額…⑪欄）</p>	<p>$\text{収入金額} - \text{必要経費（取得費及び譲渡費用）} - \text{特別控除} = \text{譲渡所得金額}$</p> <p>譲渡所得は、土地建物、株式等の譲渡（分離課税）とその他のものの譲渡（総合課税）に分かれます。また、それぞれ所有期間の長短によって長期譲渡と短期譲渡に分かれます。（ここでは総合課税の譲渡所得について記載しています）</p> <p>総合課税の譲渡所得について、特別控除額は、短期、長期両方の所得があるときでも、合計額に対して50万円となり、先に短期の譲渡益から差し引きます。ただし、収入金額－必要経費金額の合計（A）が50万円以下の場合は、特別控除＝Aとなり、譲渡所得は0となります。</p>
<p>一時所得</p> <p>（収入金額…シ欄 所得金額…⑪欄）</p>	<p>$\text{収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除} = \text{一時所得}$</p> <p>特別控除額は50万円です。ただし、収入金額－必要経費の合計（A）が50万円以下の場合は、特別控除＝Aとなり、一時所得は0となります。</p>

※譲渡所得(総合課税)と一時所得について

○どちらの所得もある方は申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入して計算してください。また、長期譲渡所得と一時所得については、計算された所得金額の1/2が課税の対象になります。

○総合課税の譲渡所得や一時所得がある場合で、事業所得、不動産所得、総合課税の譲渡所得のいずれかに赤字があるときは、計算が異なりますので注意してください。

▶控除について当てはまるものについて計算し申告書に記入してください。

<p>社会保険料控除</p> <p>（申告書⑬欄）</p>	<p>自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき社会保険料（国民健康保険料，後期高齢者医療保険料，介護保険料，国民年金保険料，社会保険・厚生年金等）について令和7年中に支払った金額。</p> <p>※天引きや口座振替されている保険料を他の人が支払ったことにはできません。</p>																																
<p>小規模企業共済等掛金控除</p> <p>（申告書⑭欄）</p>	<p>小規模企業共済法による第一種共済契約掛金及び心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金について令和7年中に支払った金額。</p>																																
<p>生命保険料控除</p> <p>（申告書⑯欄）</p>	<p>生命保険契約や個人年金契約等に基づいて支払った保険料がある場合。平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料(新契約)と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料(旧契約)があり、控除額が異なりますので下記の表によって計算してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住民税</th> </tr> <tr> <th>年間支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">①新契約 (H24.1.1以後締結)</td> <td style="text-align: center;">12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料の1/2+ 6,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料の1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">②旧契約 (H23.12.31以前締結)</td> <td style="text-align: center;">15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料の1/2+ 7,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料の1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">③新契約・旧契約 双方に加入している場合</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">以下のいずれか選択</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新契約のみを適用</td> <td>①の方法で算定した額 (C)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧契約のみを適用</td> <td>②の方法で算定した額 (D)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">双方について適用</td> <td>(C) + (D) 上限28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①新契約と②旧契約双方に加入している場合は、①新契約のみを適用 ②旧契約のみを適用 ③新・旧双方を適用（この場合の生命保険料控除額と個人年金保険料控除額の上限は、所得税4万円・住民税2.8万円となります）のいずれかを選択します。</p>		住民税		年間支払保険料	控除額	①新契約 (H24.1.1以後締結)	12,000円以下	支払保険料の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の1/2+ 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料の1/4+14,000円	56,000円超	一律28,000円	②旧契約 (H23.12.31以前締結)	15,000円以下	支払保険料の全額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の1/2+ 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円	③新契約・旧契約 双方に加入している場合	以下のいずれか選択		新契約のみを適用	①の方法で算定した額 (C)	旧契約のみを適用	②の方法で算定した額 (D)	双方について適用	(C) + (D) 上限28,000円
	住民税																																
	年間支払保険料	控除額																															
①新契約 (H24.1.1以後締結)	12,000円以下	支払保険料の全額																															
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の1/2+ 6,000円																															
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料の1/4+14,000円																															
	56,000円超	一律28,000円																															
②旧契約 (H23.12.31以前締結)	15,000円以下	支払保険料の全額																															
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の1/2+ 7,500円																															
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の1/4+17,500円																															
	70,000円超	一律35,000円																															
③新契約・旧契約 双方に加入している場合	以下のいずれか選択																																
	新契約のみを適用	①の方法で算定した額 (C)																															
	旧契約のみを適用	②の方法で算定した額 (D)																															
	双方について適用	(C) + (D) 上限28,000円																															

<p>地震保険料控除 (申告書⑯欄)</p>	<p>居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする地震保険契約の地震保険料を支払った場合。(長期損害保険契約に係る保険料を含む)</p> <p>『地震保険料』と『長期損害保険料』を区分して、それぞれの支払保険料の合計額から下記の表によって控除額を計算してください。(一契約で地震保険、長期損害保険の両方に該当する場合は、一方の保険料額を選択することになります。)</p> <table border="1" data-bbox="411 322 1428 752"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①長期損害保険料のみ</td> <td>5,000 円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円超 15,000 円以下</td> <td>支払った保険料×1/2+2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②地震保険料のみ</td> <td>50,000 円以下</td> <td>支払った保険料の 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000 円超</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③長期損害・地震の両方</td> <td>(ア) ①により求めた金額と、②により求めた金額との合計額が 25,000 円以下の場合</td> <td>その合計額の全額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 上記(ア)の合計額が 25,000 円超の場合</td> <td>一律に 25,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額	①長期損害保険料のみ	5,000 円以下	支払った保険料の全額	5,000 円超 15,000 円以下	支払った保険料×1/2+2,500 円	15,000 円超	10,000 円	②地震保険料のみ	50,000 円以下	支払った保険料の 1/2	50,000 円超	25,000 円	③長期損害・地震の両方	(ア) ①により求めた金額と、②により求めた金額との合計額が 25,000 円以下の場合	その合計額の全額	(イ) 上記(ア)の合計額が 25,000 円超の場合	一律に 25,000 円															
保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額																																		
①長期損害保険料のみ	5,000 円以下	支払った保険料の全額																																		
	5,000 円超 15,000 円以下	支払った保険料×1/2+2,500 円																																		
	15,000 円超	10,000 円																																		
②地震保険料のみ	50,000 円以下	支払った保険料の 1/2																																		
	50,000 円超	25,000 円																																		
③長期損害・地震の両方	(ア) ①により求めた金額と、②により求めた金額との合計額が 25,000 円以下の場合	その合計額の全額																																		
	(イ) 上記(ア)の合計額が 25,000 円超の場合	一律に 25,000 円																																		
<p>寡婦・ひとり親控除 (申告書⑰～⑱欄) 令和 7 年 12 月 31 日現在</p>	<p>ひとり親(婚姻歴や性別に関わらず、自己と生計を一にする子を有する単身者)の方、ひとり親に該当しない方で、婚姻後、夫と死別または生死不明又は離婚をした後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方。対象と控除額は下の表のとおりです。(令和 7 年中の合計所得金額が 500 万円を超える場合を除く)</p> <table border="1" data-bbox="427 922 1380 1191"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申告者</th> <th colspan="4">寡婦・ひとり親の要因</th> </tr> <tr> <th>扶養</th> <th>死別</th> <th>離婚</th> <th>未婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">女性</td> <td>子</td> <td>30 万円</td> <td>30 万円</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td>26 万円</td> <td>26 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>26 万円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">男性</td> <td>子</td> <td>30 万円</td> <td>30 万円</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>子以外</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>❖寡婦・ひとり親に該当する方で、令和 7 年中の合計所得金額が 135 万円以下の場合は、住民税非課税の要件に当てはまりますので、必要に応じて控除の申告をするようにしてください。</p>	申告者	寡婦・ひとり親の要因				扶養	死別	離婚	未婚	女性	子	30 万円	30 万円	30 万円	子以外	26 万円	26 万円		なし	26 万円			男性	子	30 万円	30 万円	30 万円	子以外				なし			
申告者	寡婦・ひとり親の要因																																			
	扶養	死別	離婚	未婚																																
女性	子	30 万円	30 万円	30 万円																																
	子以外	26 万円	26 万円																																	
	なし	26 万円																																		
男性	子	30 万円	30 万円	30 万円																																
	子以外																																			
	なし																																			
<p>勤労学生控除 (申告書⑲欄) 令和 7 年 12 月 31 日現在</p>	<p>大学、高等専門学校、高等学校、盲学校、養護学校などの学生、生徒や、一定の課程を履修する専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける人で、自己の勤労による給与所得等がある方。</p> <p>上記かつ、各所得の金額の合計額が 85 万円以下で、給与所得等以外の所得が 10 万円以下の方に限ります。控除額は 26 万円です。</p>																																			
<p>障害者控除 (申告書⑳欄) 令和 7 年 12 月 31 日現在 死亡した場合はその時点</p>	<p>本人又は同一生計配偶者及び扶養親族で、次に掲げる心身に障害のある方を有する場合。申告書⑳障害者控除の欄に該当する方の氏名、個人番号、障害の程度を記入してください。障害者控除の区分と控除額については下の表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="406 1624 1439 2004"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者控除</td> <td>30 万円</td> <td>身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級 重度の知的障害者と判定された方 障害者控除対象者認定書(特別障害者)の対象者</td> </tr> <tr> <td>障害者控除</td> <td>26 万円</td> <td>上記以外の障害の方</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者控除</td> <td>53 万円</td> <td>特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方 ※老人ホームなどへ入居している場合は同居を常としていたはいえませんが。</td> </tr> </tbody> </table> <p>❖あなたが障がい者に該当する方で、令和 7 年中の合計所得金額が 135 万円以下の場合は、住民税非課税の要件に当てはまりますので、必要に応じて控除の申告をするようにしてください。</p>	区分	控除額	対象	特別障害者控除	30 万円	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級 重度の知的障害者と判定された方 障害者控除対象者認定書(特別障害者)の対象者	障害者控除	26 万円	上記以外の障害の方	同居特別障害者控除	53 万円	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方 ※老人ホームなどへ入居している場合は同居を常としていたはいえませんが。																							
区分	控除額	対象																																		
特別障害者控除	30 万円	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級 重度の知的障害者と判定された方 障害者控除対象者認定書(特別障害者)の対象者																																		
障害者控除	26 万円	上記以外の障害の方																																		
同居特別障害者控除	53 万円	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方 ※老人ホームなどへ入居している場合は同居を常としていたはいえませんが。																																		

<p>配偶者控除 申告書⑳～㉔欄</p> <p>令和7年12月31日現在 死亡した場合はその時点</p>	<p>自己と生計を一にしている配偶者のうち、合計所得金額が58万円以下である人（他の人の扶養親族となっている人、専従者となっている人を除く）を有する方。申告書⑳～㉔の欄に該当する方の氏名、生年月日等を記入してください。</p> <p>納税義務者の所得によって控除額が異なります（下表参照）。また、配偶者控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> <th>1000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般控除対象配偶者 (～69歳)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者 (S31.1.1以前生まれ(70歳以上))</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合には配偶者控除の適用はなくなりますが、障害者控除の要件を満たす場合には障害者控除を適用できます。</p>					納税義務者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1000万円超	一般控除対象配偶者 (～69歳)	33万円	22万円	11万円	0円	老人控除対象配偶者 (S31.1.1以前生まれ(70歳以上))	38万円	26万円	13万円
	納税義務者の合計所得金額																					
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1000万円超																		
一般控除対象配偶者 (～69歳)	33万円	22万円	11万円	0円																		
老人控除対象配偶者 (S31.1.1以前生まれ(70歳以上))	38万円	26万円	13万円	0円																		

<p>配偶者特別控除 申告書⑳～㉔欄</p> <p>令和7年12月31日現在 死亡した場合はその時点</p>	<p>自己と生計を一にしている配偶者のうち、合計所得金額が58万円を超え133万円以下の人（専従者を除く）を有する方。申告書⑳～㉔の欄に該当する方の氏名、生年月日、配偶者の合計所得金額等を記入してください。</p> <p>納税義務者の所得と配偶者の所得によって控除額が異なります。（下表参照）また、配偶者特別控除は夫婦の間で互いに受けることはできません。</p>																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">配偶者の合計所得金額</td> <td>58万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>					納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円
	納税義務者の合計所得金額																																										
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																								
配偶者の合計所得金額	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																							
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																							
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																							
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																							
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																							
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																							
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																							
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																							

<p>扶養控除 申告書㉕欄</p> <p>令和7年12月31日現在 死亡した場合はその時点</p>	<p>自己と生計を一にする親族で、合計所得金額が58万円以下である人（配偶者、専従者を除く）を有する場合、扶養控除として次の金額を差し引くことができます。申告書㉕の欄に該当する方の氏名、生年月日等を記入してください。</p> <p>※16歳未満の扶養親族については、扶養控除には該当しませんが、障害者控除の対象になるほか、非課税限度額の判定に含みますので、氏名、生年月日等を省略せず記入してください。</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人扶養</td> <td>S31.1.1以前生まれ(70歳以上)</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等扶養</td> <td>老人扶養親族があなたやその配偶者のいずれかと同居しており、いずれかの直系尊属である方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>一般の扶養</td> <td>H19.1.2～H22.1.1生(16歳以上19歳未満) S31.1.2～H15.1.1生(23歳以上70歳未満)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>H15.1.2～H19.1.1生(19歳以上23歳未満)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>年少(16歳未満)扶養</td> <td>H22.1.1以後生まれ(16歳未満)</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	対象	控除額	老人扶養	S31.1.1以前生まれ(70歳以上)	38万円	同居老親等扶養	老人扶養親族があなたやその配偶者のいずれかと同居しており、いずれかの直系尊属である方	45万円	一般の扶養	H19.1.2～H22.1.1生(16歳以上19歳未満) S31.1.2～H15.1.1生(23歳以上70歳未満)	33万円	特定扶養	H15.1.2～H19.1.1生(19歳以上23歳未満)	45万円	年少(16歳未満)扶養	H22.1.1以後生まれ(16歳未満)
区分	対象	控除額																		
老人扶養	S31.1.1以前生まれ(70歳以上)	38万円																		
同居老親等扶養	老人扶養親族があなたやその配偶者のいずれかと同居しており、いずれかの直系尊属である方	45万円																		
一般の扶養	H19.1.2～H22.1.1生(16歳以上19歳未満) S31.1.2～H15.1.1生(23歳以上70歳未満)	33万円																		
特定扶養	H15.1.2～H19.1.1生(19歳以上23歳未満)	45万円																		
年少(16歳未満)扶養	H22.1.1以後生まれ(16歳未満)	0円																		

<p>特定親族特別控除 申告書㉖欄</p> <p>令和7年12月31日現在 死亡した場合はその時点</p>	<p>居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族のうち、所得が58万円を超え123万円以下の人（専従者を除く）を有する方。ただし、ほかの方の特定親族特別控除の対象とされている方を除きます。</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>特定親族特別控除額</th> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>特定親族特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td> <td>45万円</td> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>41万円</td> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>21万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	58万円超 95万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円	95万円超 100万円以下	41万円	115万円超 120万円以下	6万円	100万円超 105万円以下	31万円	120万円超 123万円以下	3万円	105万円超 110万円以下	21万円	
特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額																				
58万円超 95万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円																				
95万円超 100万円以下	41万円	115万円超 120万円以下	6万円																				
100万円超 105万円以下	31万円	120万円超 123万円以下	3万円																				
105万円超 110万円以下	21万円																						

<p>基礎控除 申告書⑫欄</p>	<p>納税義務者は、合計所得金額に応じて、下表の金額を控除できます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円
	合計所得金額	基礎控除額										
	2,400万円以下	43万円										
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円										
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円										
2,500万円超	0円											
<p>雑損控除 申告書⑰欄</p>	<p>災害、盗難または横領によって生活用資産などに損害を受けたときに控除の対象になります。控除額は、次のうちいずれか多い金額になります。</p> <p>◎ $(\text{損害金額} - \text{保険金などで補てんされる金額}) - \text{総所得金額等の合計金額} \times 1/10$</p> <p>◎ $\text{差引損失額のうち災害関連支出の金額} - 5\text{万円}$</p> <p>雑損控除の計算の詳細については、税務署へお問い合わせください。</p>											
	<p>①医療費控除（控除限度額 200万円）</p> <p>自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために病院等に支払った治療費、医薬品購入費、看護師、助産師等への支払い費、通院費の合計額が10万円または申告書の「⑫所得合計」金額の5%のいずれか少ない方の金額を超える場合。介護保険サービスについては、一定条件のもとで適用になる場合がありますのでお問い合わせ下さい。</p> <p>$\text{差引負担額} - (10\text{万円と合計所得金額の5\%のいずれか少ない方の金額}) = \text{控除額}$</p> <p>②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（控除限度額 8万8千円）</p> <p>健康の保持増進及び疾病の予防について一定の取組を行っている方が、自己や自己と生計を一にする配偶者その他親族のために支払った、特定一般用薬品等購入費（スイッチOTC医薬品）の金額が1万2千円を超える場合。</p> <p>$\text{差引負担額} - 1\text{万2千円} = \text{控除額}$</p> <p>①と②いずれか一方のみ適用できます。</p> <p>控除を受ける場合は、医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を添付しなければなりません。</p>											
<p>医療費控除 申告書⑳欄</p> <p>セルフメディケーション 税制適用の際は区分に <input type="checkbox"/> 区 <input checked="" type="checkbox"/> 分</p>	<p>①医療費控除（控除限度額 200万円）</p> <p>自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために病院等に支払った治療費、医薬品購入費、看護師、助産師等への支払い費、通院費の合計額が10万円または申告書の「⑫所得合計」金額の5%のいずれか少ない方の金額を超える場合。介護保険サービスについては、一定条件のもとで適用になる場合がありますのでお問い合わせ下さい。</p> <p>$\text{差引負担額} - (10\text{万円と合計所得金額の5\%のいずれか少ない方の金額}) = \text{控除額}$</p> <p>②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（控除限度額 8万8千円）</p> <p>健康の保持増進及び疾病の予防について一定の取組を行っている方が、自己や自己と生計を一にする配偶者その他親族のために支払った、特定一般用薬品等購入費（スイッチOTC医薬品）の金額が1万2千円を超える場合。</p> <p>$\text{差引負担額} - 1\text{万2千円} = \text{控除額}$</p> <p>①と②いずれか一方のみ適用できます。</p> <p>控除を受ける場合は、医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を添付しなければなりません。</p>											
	<p>①医療費控除（控除限度額 200万円）</p> <p>自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために病院等に支払った治療費、医薬品購入費、看護師、助産師等への支払い費、通院費の合計額が10万円または申告書の「⑫所得合計」金額の5%のいずれか少ない方の金額を超える場合。介護保険サービスについては、一定条件のもとで適用になる場合がありますのでお問い合わせ下さい。</p> <p>$\text{差引負担額} - (10\text{万円と合計所得金額の5\%のいずれか少ない方の金額}) = \text{控除額}$</p> <p>②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（控除限度額 8万8千円）</p> <p>健康の保持増進及び疾病の予防について一定の取組を行っている方が、自己や自己と生計を一にする配偶者その他親族のために支払った、特定一般用薬品等購入費（スイッチOTC医薬品）の金額が1万2千円を超える場合。</p> <p>$\text{差引負担額} - 1\text{万2千円} = \text{控除額}$</p> <p>①と②いずれか一方のみ適用できます。</p> <p>控除を受ける場合は、医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を添付しなければなりません。</p>											

▶住民税の納税方法の選択について

給与・公的年金等以外の所得に係る住民税について、普通徴収を希望する場合、申告書5欄の[□ 自分で納付(普通徴収)]にチェック☑を入れてください。この欄に記載がなく、主たる給与の支払報告書が特別徴収で提出されている場合はその他の所得についてもあわせて特別徴収になります。

申告書裏面の記載について

「6 給与所得等の内訳」、「7 事業・不動産の所得に関する事項」、「8 配当所得に関する事項」、「9 雑所得(公的年金以外)に関する事項」、「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」、「11 事業専従者に関する事項」、「12 別居の扶養親族等に関する事項」、「13 事業税に関する事項」、「14 寄附金に関する事項」、「15 所得金額調整控除に関する事項」のいずれかに該当する場合は、必要事項をご記入ください。

「14 寄附金に関する事項」について

ふるさと納税に係るワンストップ特例は

- ・ 申告書の提出を要しない方
- ・ 寄付先が5か所以内の方
- ・ 申請書記載の住所が賦課期日日時点の住所と同一の方が申告をしなくても寄付金控除を受けられる仕組みです。よってこの特例は申告書の提出により不適用(無効)となります。寄付金控除を適用する場合は、申告書に令和7年中の全額分の寄附金額の記載と寄附金受領証明書の添付を忘れずにしてください。

市民税・県民税の概要

1. 市民税・県民税について

市県民税（個人住民税）は次の2つから構成されています。

所得割・・・前年の所得金額に応じて課税

均等割・・・定額で課税

市県民税の課税の対象になるのは、1月1日現在大崎市に住所がある方です。

2. 所得割

所得割額は、前年の所得金額に応じて課税されます。

$$\begin{array}{c} \text{課税所得金額} \\ \left(\begin{array}{c} \text{令和7年中の} \\ \text{所得金額} \end{array} \right) - \text{所得控除額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{税率 10\%} \\ \left(\begin{array}{c} \text{市民税 6\%} \\ \text{県民税 4\%} \end{array} \right) \end{array} - \text{税額控除額}$$

3. 均等割

均等割は、合計所得金額が基準額を超える方に対し定額で課税されます。

5,200円（市民税：3,000円、県民税：2,200円）

なお、県民税のうち1,200円は「みやぎ環境税」です。

4. 個人住民税が課税されない方

(1) 均等割・所得割とも非課税

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方（1月1日時点で該当の方）
- ② 障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する方で、令和7年中の合計所得金額が135万円以下の方（給与所得者の年収で算定した場合、年収204万4千円以下の人）
- ③ 令和7年中の合計所得金額が下記の金額の方

〈大崎市の場合〉

- ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合

43万円 以下

- ・同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

33万円 × (同一生計配偶者・扶養親族・本人の合計人数) + 10万円 + 16万8千円 以下

(2) 所得割が非課税

- ① 令和7年中の総所得金額等が下記の金額の方

〈大崎市の場合〉

- ・同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合

45万円 以下

- ・同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合

35万円 × (同一生計配偶者・扶養親族・本人の合計人数) + 10万円 + 32万円 以下

5. 森林環境税

令和6年度より、国内に住所を有する個人に対して森林環境税（国税）が年額1,000円課税されます。森林環境税は市町村区において、均等割と併せて課税されます。

森林環境税（国税）は合計所得金額が下記の金額の方には課税されません。

〈大崎市の場合〉

- 同一生計配偶者及び扶養親族がない場合

38万円 以下

- 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

$28\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族} \cdot \text{本人の合計人数}) + 10\text{万円} + 16\text{万}8\text{千円}$ 以下

※ 森林環境税（国税）と市民税・県民税の非課税となる基準となる金額が異なるため、森林環境税（国税）の1,000円のみが課税となる場合があります。

市民税・県民税の住宅借入等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額。ただし、下表のとおり限度額が設定され、県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額。

居住年月	平成26年4月から令和3年まで	令和4年から令和7年まで
控除限度額	①前年分の所得税の課税総所得金額等×7% (上限136,500円※1、2)	②前年分の所得税の課税総所得金額等×5% (上限97,500円※3)

※1 住宅購入の消費税率が8%もしくは10%の場合、または東日本大震災の特例を受けている場合に限ります。それ以外の場合については、97,500円が控除限度額となります。

※2 居住開始が令和元年10月1日から令和2年12月31日までに該当し、住宅に適用される消費税率が10%の場合、控除期間が11年目から13年目まで適用可能となります。

※3 居住開始が令和3年から令和4年までに該当し、住宅に適用される消費税率が10%で契約日が新築(注文住宅)の場合令和2年10月から令和3年9月までの間(分譲、中古、増改築の場合令和2年12月から令和3年11月までの間)の場合、控除期間が11年目から13年目まで適用可能となります。

令和4年以降居住開始の場合については13年目まで適用可能となります。

市民税・県民税の寄附金税額控除

都道府県・市区町村のみに寄附をした場合 (ふるさと納税)	(1) … (年間寄附額 - 2,000円) × 10% (2) … (年間寄附額 - 2,000円) × (90% - 0~45%【所得税の限界税率】) × 1.021 (ア) … (1)、(2)の合計額
都道府県及び市区町村が条例により指定した団体、または共同募金会、日本赤十字社支部にのみ寄附をした場合	(3) … (都道府県指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 2,000円) × 4% (4) … (市区町村指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 2,000円) × 6% (イ) … (3)、(4)の合計額
上記、両方に寄附をした場合	(5) … (都道府県・市区町村への年間寄附額 + 都道府県指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 2,000円) × 4% (6) … (都道府県・市区町村への年間寄附額 + 市区町村指定団体への年間寄附額 + 共同募金会、日本赤十字社支部への年間寄附額 - 2,000円) × 6% (ウ) … (5)、(6)と上記の(2)で算出した金額の合計額

※ 国・政府等への寄附金は除く

※ ただし、(2)については市民税・県民税所得割額の20%を限度額とし、(ア)、(イ)、(ウ)については総所得金額等の30%が限度額となります。

※ 所得税の限界税率の割合を考える場合は、住民税の課税総所得金額から所得税と住民税の人的控除の差額を引いた値を用います。

※ 総務大臣から指定を受けていない地方団体へ令和元年6月1日以降に寄附を行った場合、ふるさと納税の対象外(個人住民税の寄附金税額控除特例分は対象外)となります。